

### 3. 検討対象区域の設定

「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3（2021）年11月）」（以下、ガイドライン）では、下水道による雨水排除を行う区域や対策により市街地の浸水軽減が見込める区域等を検討対象区域に設定することとします。

シミュレーション結果では局地的な浸水を含めて市内広範囲に浸水箇所が分布しており、また、大規模雨水処理施設整備事業も段階的に市内全域を対象に実施していくことを踏まえ、市街化計画区域である国立市内全域（792.00ha）とします。

### 4. 浸水要因分析と地域ごとの課題整理

#### 4-1 地域（ブロック）分割

本計画では、地域の実状に応じた雨水対策を検討するために、検討対象区域を地域（ブロック）に分割します。

本計画における検討対象区域は、本市の市街化区域であり、国立市公共下水道事業計画区域と一致するため、検討対象区域を処理分区界・排水区界でブロック分割することで、ブロックが排水系統と一致し、他計画と整合が取りやすくなり、次章以降で事業性の高い対策を検討可能となります。

よって、処理分区界・排水区界をブロック分割境界として、26の地域（ブロック）に分割します。  
なお、ブロック分割結果を図表4-1に示します。